

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 岐阜県農業共済組合 行動計画

職員が能力を十分発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日

## 2. 内容

目標1： 計画期間内に対象となった男性職員の育児休業等取得率50%以上を目指す  
(次世代育成支援対策法)

### 〈実施期間と取組内容〉

- 令和8年4月～
- ・全職員へ育児休業等の制度及び両立支援制度の周知
  - ・取得しやすい職場環境の整備
  - ・対象となった男性職員へ総務課及び所属長からの働きかけ及び意思確認
  - ・若手職員を対象に仕事と家庭の両立を前提とした研修の実施

目標2： 全職員の時間外・休日勤務時間について月平均10時間以内を維持する  
(次世代育成支援対策法)

### 〈実施期間と取組内容〉

- 令和8年4月～
- ・毎月の職員の時間外・休日勤務時間の把握
  - ・業務状況の情報共有、互いに助けあう職場の風土の醸成
  - ・必要に応じて業務分担や業務量の見直しを行う
  - ・システム導入や外部委託などの事務効率化

目標3： 職員全体に占める女性の割合25%を目指す  
(女性活躍推進法)

### 〈実施期間と取組内容〉

- 令和8年4月～
- ・女性職員から意見を募り、より働きやすい環境構築に努める
  - ・女性職員が相談しやすい環境構築（メンター制度等の導入）
  - ・eラーニング等受講しやすい研修を実施し、女性のキャリア形成を支援
  - ・採用活動において、女性が働きやすい環境であることを積極的に広報し、女性の応募率を増やす